2026 年 11 月 20 日(金)

碧南市における土壌汚染について

地主株式会社（東京都千代田区）が碧南市内の同社所有地において、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

１　報告内容

（１）報告者

地主株式会社

（２）報告年月日

2026 年 11 月 20 日（金）

（３）汚染が判明した土地の所在地

愛知県碧南市鷲林町（わしばやしまち）一丁目 18 番２の一部

（４）報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号。以下「条例」という。）

（５）調査結果

ア　土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果最大値	土壌溶出量基準	基準超過土壌検出深度	超過区画数／調査区画数[注２]
ふっ素及びその化合物	0.98mg/L（1.2 倍）[注１]	0.8mg/L 以下	0～0.5m	2／27

注１：（　）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注２：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ　土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ　地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合しました。

（６）当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

２　今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。
県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導します。

３　報告者の連絡先

地主株式会社　名古屋営業本部

住所：名古屋市中村区名駅四丁目８番 26 号 エニシオ名駅 16 階

電話：052-433-2363

４　調査対象地の概要

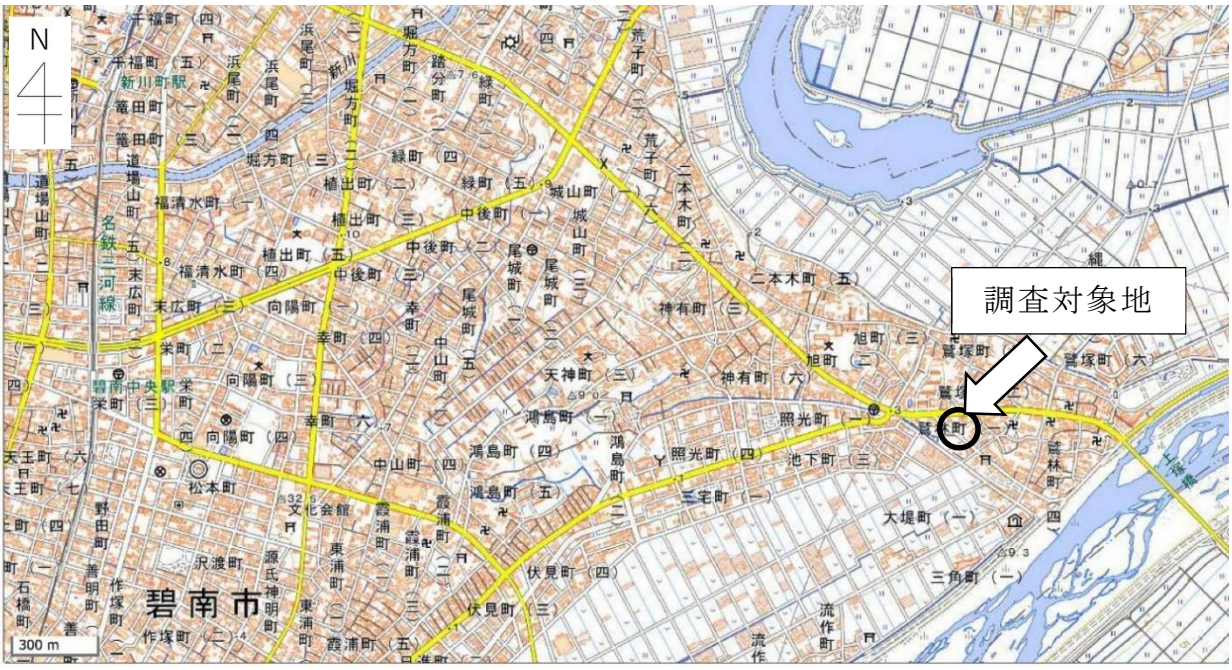
（１）面積

2,069.06 ㎡

（２）調査対象地の利用状況

調査対象地は、1971 年以降、駐車場、コインランドリー等の敷地として利用されていましたが、現在は未利用地となっています。

今回汚染が判明したふっ素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○　基準を超過した特定有害物質について

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯(はんじょうし)が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では 1.4 mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を１日４mg 以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）